

追加型投信/国内/株式

信託期間 : 2005年7月11日 から 2050年7月15日 まで

基準日 : 2024年4月30日

決算日 : 毎年1、4、7、10月の各15日(休業日の場合翌営業日)

回次コード : 3033

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 《基準価額・純資産の推移》

2024年4月30日現在

基準価額	17,873円
純資産総額	333億円

#### 期間別騰落率

期間	ファンド	参考指数
1か月間	+0.2%	-0.9%
3か月間	+13.5%	+8.6%
6か月間	+28.2%	+23.1%
1年間	+47.5%	+36.4%
3年間	+75.8%	+55.5%
5年間	+106.2%	+91.2%
年初来	+23.4%	+17.1%
設定来	+350.5%	+243.5%



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※TOPIX(東証株価指数、配当込み)は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考指数として掲載しています。

※グラフ上のTOPIX(配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

### 《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金
第1~63期	合計: 9,400円
第64期 (21/07)	270円
第65期 (21/10)	30円
第66期 (22/01)	320円
第67期 (22/04)	30円
第68期 (22/07)	230円
第69期 (22/10)	30円
第70期 (23/01)	210円
第71期 (23/04)	30円
第72期 (23/07)	430円
第73期 (23/10)	30円
第74期 (24/01)	530円
第75期 (24/04)	80円
分配金合計額	設定来: 11,620円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

#### 資産別構成

資産	銘柄数	比率
国内株式	99	96.1%
国内株式先物	1	1.4%
不動産投資信託等	---	---
コール・ローン、その他	---	3.9%
合計	100	---

#### 株式市場・上場別構成

市場	比率
東証プライム市場	95.4%
東証スタンダード市場	0.7%
東証グロース市場	---
地方市場・その他	---

#### 組入上位10銘柄

銘柄名	比率
東京海上HD	---
三菱UFJフィナンシャルG	---
三菱商事	---
小松製作所	---
住友電工	---
三井住友フィナンシャルG	---
本田技研	---
日立	---
トヨタ自動車	---
日本電信電話	---

#### 株式業種別構成

東証33業種名	比率
銀行業	10.1%
機械	9.4%
卸売業	9.0%
電気機器	7.4%
輸送用機器	7.1%
非鉄金属	6.8%
情報・通信業	6.0%
化学	5.7%
保険業	5.1%
その他	29.4%

#### 組入上位10銘柄

東証33業種名	比率
保険業	4.2%
銀行業	4.0%
卸売業	3.9%
機械	3.8%
非鉄金属	3.5%
銀行業	3.4%
輸送用機器	3.3%
電気機器	3.2%
輸送用機器	3.0%
情報・通信業	2.6%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

## 大和アセットマネジメント

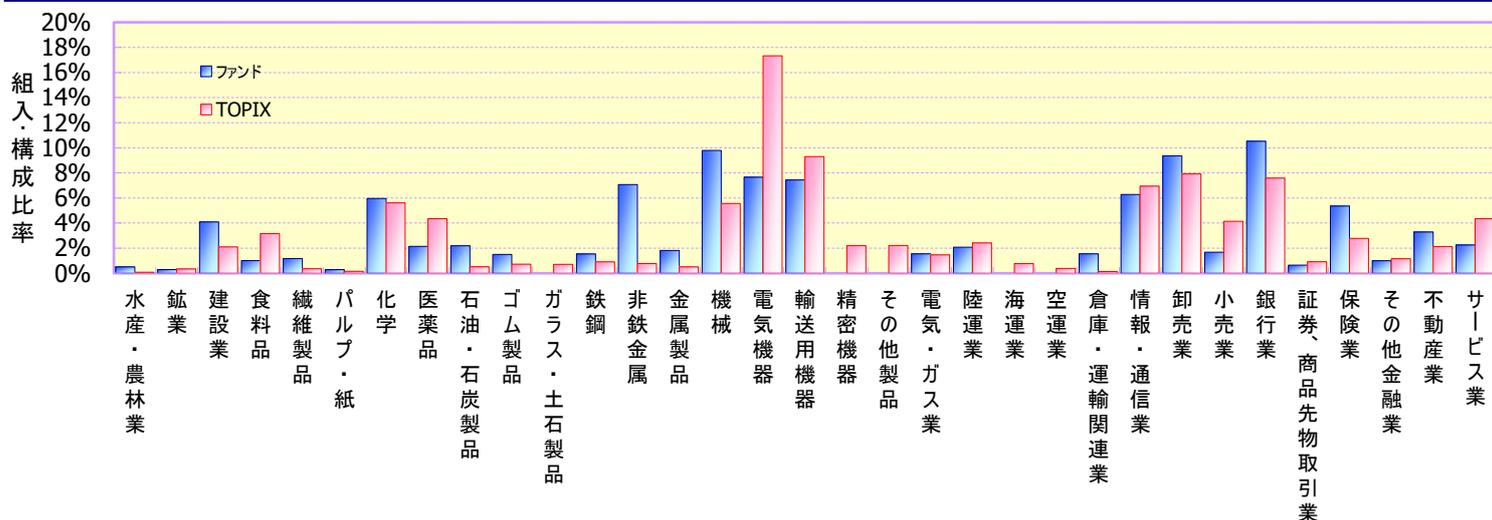
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



## 《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

## ＜株式市況＞

国内株式市場は小幅に下落しました。上旬は米国の利下げ期待が後退する一方で、円安進行を好感するなどまちまちな動きとなりました。中旬は早期の追加利上げ観測が浮上したことや、中東情勢への懸念から株価は大きく下落しました。その後は中東情勢への懸念が和らいだことに加え、25・26日の日銀金融政策決定会合で政策の現状維持が決定され「当面、緩和的な金融環境が継続する」ことが示されると、下げ幅を縮小しました。

## ＜運用経過＞

4月下旬から本格化した国内企業の決算発表では、好調であった前年度の業績に対し、反動減などを反映した慎重な期初計画が多く見られています。おおむね市場想定通りの慎重な期初計画でありましたが、ポートフォリオの構築に際しては、低迷していた業績の回復や好調な業績の継続性などに注目して銘柄を入れ替えました。また、自己株式の取得や配当増額など株主還元を通じて資本効率の改善が期待される銘柄に注目しました。

具体的には、航空機向けビジネスの回復と市場からの再評価に注目した重機械関連株や、半導体向けなど付加価値製品の成長によって業績の回復が期待される化学関連株などのウエートを引き上げたほか、年初来の株価上昇と新年度の業績見通しの安定性を考慮して、自動車関連株の間でウエートを見直しました。また、株価上昇によって割安感が低下した機械関連株などのウエートを引き下げました。このような売買や株価変動により、業種構成では機械、建設業、化学などの比率が上昇し、輸送用機器、電気機器、金属製品などの比率が低下しました。ポートフォリオの予想配当利回りは、4月末時点で2.78%となっています（各種情報を基に大和アセットマネジメントが保守的基準で算出）。

## ＜今後の運用方針＞

米国株のこれまでの上昇を支えてきた米国の利下げ期待が後退しており、米国株式市場が軟化すれば、それが国内株式市場に波及する可能性がある点には注意が必要です。しかし、日銀の金融政策は「当面、緩和的な金融環境が継続する」ことが見込まれるなか、資本コストを意識した経営に伴う株主還元策の強化や新NISA（少額投資非課税制度）の投資枠拡大による個人投資家の株式市場への資金流入期待も根強く、堅調な株価推移を予想します。

国内企業業績における2024年度の期初計画では、引き続き保守的な前提を置いた慎重な内容の発表が続く見通しです。一方で、原材料価格の上昇が一巡することや、これまでの商品・製品の値上げ効果などによって、収益性の改善が進む企業も散見され、期初計画を上回る進捗が期待されます。個別銘柄の選別にあたりましては、外部環境の変化による追い風を受けるだけでなく、事業構造改革やこれまでの成長投資などを背景にした業績の回復・成長の局面を迎え、株価評価の見直しが期待される企業に注目します。また、東証の市場構造改革に対して、新たに構造改革や株主還元を表明する企業は増加傾向にありますが、その中でも経営が強い意志を持って継続的に取り組み、実行できる企業などに注目して調査を進めてまいります。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・わが国の株式に投資し、高水準の配当収入の確保と、値上がり益の獲得を通じ、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・わが国の好配当株式に投資します。
- ・毎年 1、4、7、10 月の各 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。**

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.375%</u> ( <u>税抜1.25%</u> )	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。		
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社 (信託財産の純資産総額に応じて)
	300億円未満の場合	販売会社および 受託会社への配分を 除いた額	年率0.55%	年率0.08%
	300億円以上 700億円未満の場合		年率0.585%	年率0.08%
	700億円以上 1,500億円未満の場合		年率0.64%	年率0.07%
	1,500億円以上 2,000億円未満の場合		年率0.69%	年率0.06%
	2,000億円以上の場合		年率0.74%	年率0.05%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
収益分配	年 4 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## 《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

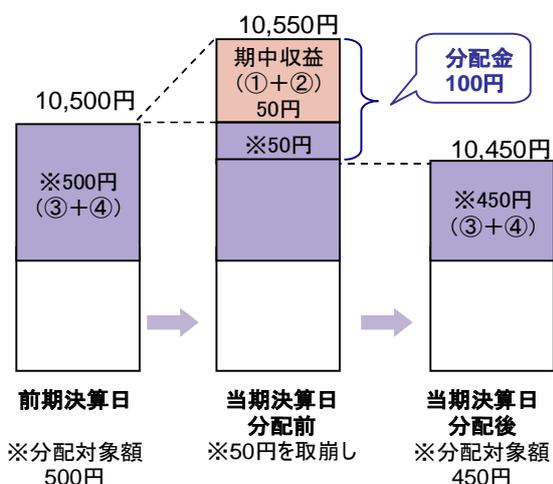
投資信託の純資産

分配金

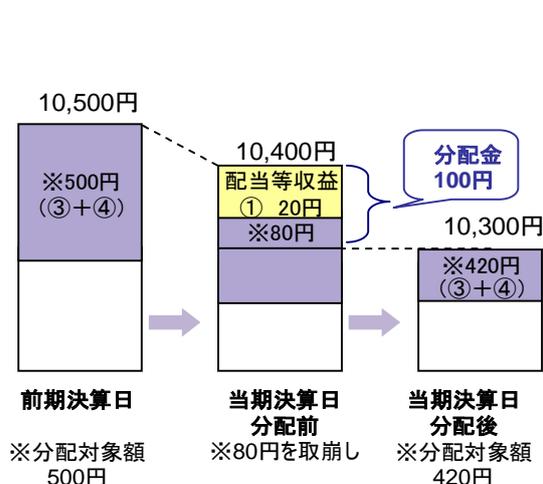
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



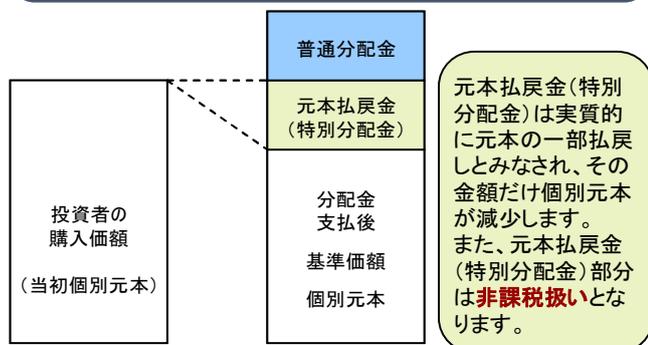
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



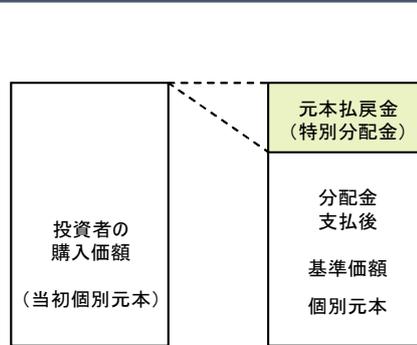
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## ◀ 当資料のお取り扱いにおけるご注意 ▶

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ好配当日本株投信（季節点描）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号				
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号				
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号				
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号				
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号				
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号				
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第53号				
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号				
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号				
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号				
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第267号				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○		
株式会社北洋銀行 (委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号				
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号				
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ダイワ好配当日本株投信（季節点描）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。